

浜松市企業のUD出前講座講師派遣要綱

(目的)

第1条 この要綱は、企業のユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）に対する理念や製品・サービス等に反映させている様々な人への配慮を学ぶことで誰もが安心安全で快適に暮らすことができる社会を築くため、企業を講師として学校に派遣する事業（以下「企業のUD出前講座」という。）の実施について必要な事項を定める。

(講師)

第2条 講師として派遣する企業は、市長が、UDに関する知識経験を有すると共にUDに関する活動を行っていると認められた企業とする。

2 講師として派遣する企業は、企業のUD出前講座講師登録書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(派遣の対象)

第3条 講師の派遣は、次の各号のいずれかに該当する授業その他学習会（以下「学習会等」という。）に対して行う。

- (1) 市内の学校が実施するもの
- (2) 市が主催するもの

(派遣等)

第4条 企業のUD出前講座のプログラムは、別に定める。

2 講師の派遣は、当該年度予算額の範囲内において実施し、1回の派遣料は5千円とする。

3 学習会等に必要な機器等は、講師派遣を申し込む者（以下「申込者」という。）が用意する。

4 学習会等の会場は市内に限るものとし、会場の確保については、申込者が行う。

(派遣の申込等)

第5条 申込者は、別に定める期限までに企業のUD出前講座講師派遣申込書（様式第2号）を、市長に提出するものとする。ただし、第3条第2号に該当する場合は、この限りではない。

2 前項による申込があったときは、市長は、講師の派遣の可否を決定し、申込者に対し企業のUD出前講座講師派遣（不承認）通知書（様式第3号）により通知する。

3 前項の派遣の承認について、市長は、申込者に対して必要な条件を付することができる。

4 承認された講師派遣について、市長は、講師に講師依頼通知書（様式第4号）により通知する。

(派遣の制限等)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、講師を派遣しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害する恐れがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行う恐れのあるとき。
- (3) この制度の目的に反すると認められたとき。
- (4) 講師が確保できないとき。

(変更等の連絡)

第7条 第5条の規定により講師の派遣の通知を受けた者は、学習会等の内容、開催日時、開催場所その他申込事項に変更があったとき、又は学習会等を中止しようとするときは、変更や中止の事実が発生した時点で、速やかに市に連絡しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。